

平成25年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 平成25年 9 月 4 日(水) 午前10時30分から正午まで

2 場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席委員 (7 名)

菊地 立	東北学院大学 名誉教授
鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所 教授
中静 透	東北大学大学院生命科学研究所 教授
根本 智行	石巻専修大学理工学部 教授
山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数 : 1 名

4 会議経過

(1) 開 会 司会 (千葉副参事兼課長補佐(総括担当))

審査会は12名の委員で構成されており、本日 7 名の委員の出席により、環境影響評価条例第51条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開することの確認を行った。

(2) あいさつ (高橋環境生活部次長 (技術担当))

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、今年度 4 回目の審査会となります。前回まで御審議いただきおりました石巻及び気仙沼の 2 件の風力発電事業につきましては、審査会からの答申を踏まえまして、先日、知事意見を提出させていただいたところでございます。委員の皆様から貴重な御意見を頂きましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。準備書手続におきましても、引き続き御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議でございますが、石巻市新蛇田地区の土地区画整理事業に係る特定評価書でございます。今回は、2 度目の審議であり、前回頂きました御意見に対する事業者の見解もお示しさせていただく予定となっております。

この案件は、東日本大震災復興特区法に基づく特例措置であり、スピードを重視した手続となっております。本日、審査会としての御意見をおまとめいただく方向で、御審議を賜りたいと存じます。

以上につきまして、限られた時間の中ではございますが、活発な議論を頂きますことをお願いいたし、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつ

とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 審議事項

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。本日は、高橋次長の方からも先ほどお話がありましたが、審議事項としましては「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価書について」の1件のみでございます。この案件につきましては、委員の皆様から、前回の審査会あるいは文書等で頂きました御意見を踏まえて、本日、答申案の作成まで進めたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それではまず、事務局の方から説明をお願いします。

《参考人入室》

特定評価書に対する技術審査会からの指摘事項と事業者の見解

事務局説明（辻技術主査）（略）

質疑応答

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。

この説明に対する御意見、あるいは前回からの追加としまして、先生方から御質問等ございましたら、どうぞ。本案件では、貴重種に関連する部分は少ないので、傍聴者の方の退席は行わないでおこうかと思えます。もし万一、貴重種の生息場所の特定につながるおそれのある御発言がありました場合には、言葉を選びながら御発言いただければと思います。先生方、いかがでしょうか。

【鈴木委員】

よろしいでしょうか。騒音の部分なんですけれども、面的予測をしてほしいという気持ち事業者の方に伝わっていないようです。ここでは道路端でしか予測をやっていないわけですが、道路端に張り付いているのは業務用地で、その内側に住居地区があります。第1種か第2種か分かりませんが、そこは住専地区になりますよね？

【事業者（石巻市）】

区画整理事業者であります石巻市復興事業部区画整理第一課の草刈と申します。

今回は、東日本大震災復興特区法に基づきまして、調整区域のままで区画整理事業を施工させていただこうとしている箇所もございしますが、将来の用途は今後設定させていただく予定になってございます。

【鈴木委員】

そうであれば、精神からいうと、住居専用地区に準ずる基準を適用すべきですよね。したがって、面的に予測をすべきだというのは、業務地区は問題ないでしょう。でもその内側に広く広がる、将来、普通の市民の方が静穏な環境で暮らすべきところが、第1種か第2種か分かりませんが、環境基準にしても要請限度にしてもその基準と照

らしてどうなのかということは、大震災はありましたけども、これからそれこそ百年二百年単位で市民の皆さんが住むことになるわけですので、やはりキチッと評価はしておいた方が良いでしょう。その結果、例えば大幅に環境基準を超過するとしても、それを進めるか進めないかということは、それは行政判断であり、言ってみれば政治の判断ですので、それは違うことだと思うんですよ。でも、科学としてはキチッと、将来この地区の騒音はどうなりそうなのか、専ら住居に用いるべき地区に許される騒音、あるいはギリギリこれは守って欲しいという騒音と比べてどんな値になりそうなのかということは、科学的にしっかり押さえておくべきであると。

こういうふうに思うということが私の意見だったんですね。

【事務局 辻技術主査】

事務局の方からお答えいたします。道路端があって、その後、業務用地が張り付いて、さらに内側の住居のところかどのような値になるかということについては、内側に更に距離が伸びますけれども、そこは値として押さえるように指導したいと思います。あと実際、業務用地の背後になりますので、道路からというよりは、どちらかという業務用地、そこにスーパーとかいろいろな店舗とかができた時、その店舗からの騒音というものにも当然留意する必要があると思います。ただ店舗からの騒音については、大店立地法とか個別法の中で一定の決まりがありますので、そういったものも加味して、道路端ではなく住むところの端がどれくらいになるのかということについては押さえたいと思います。ただ、場所として、面とするか点で押さえるかという問題は出てくるんですけども、道路沿いのラインといたしましては、大局的に見ればほぼ等高線状に出てくると思うので、少なくともその一断面については住宅のある側の騒音まで押さえるよう指導したいと思います。

【鈴木委員】

分かりました。面でなくていいというのは分かりましたので、できる限り、専ら住居のみに用いられる地区の境界線はいくつかの点で、特にここには高速道路が走ってますので、緩衝地区が設けてあるとはいえ、その端っこでどれくらいのレベルなのか、それがもしあまりにも高いようだとしたら、事業者にとっては辛いかもしれないけども、もしかしたら緩衝地区の幅を広げるといった選択肢もあるかもしれません。それにしても、そうすべきかどうかとも予測しておかないと分からない話ですから、それは是非しておくべきだと思います。

もう一つ、テクニカルなコメントです。別添資料の ページで、ちょっと表現にごまかしがあるように読めるところがあるので修正しておいた方が良いでしょう。それは、予測結果と書いてあるちょうど真ん中辺りの中丸で「一般交通量現況で、既に環境基準を超過している。」の次、「道路拡幅の結果、発生集中交通量により交通量が増加しても、影響を低減できる。」とあります。しかしながら下の方の表を見ると、「現況交通量で予測しました。」と書いてありますよね。交通量の増加を見込んだ予測をしていないのであれば、それは、この文章はおこがましいというか、「増えることを見込んで予測したけど大丈夫だった」と言っているようにも読まれかねない。ちょっと私としては科学的に不正確な表現だと思います。

ここは将来、交通量が大幅に増えることは間違いないので、一番正しくは、将来ここに大きなスーパーが張り付き、市民がたくさん住み、そしてイオンモールの方に行くよ

うな人達も利用するということを踏まえて、どれくらいの交通量になるかということ予測したうえで、それでなおどうなるのかという予測をすべきだと思います。理由を立てて、それはやらないんだとするなら、表現はもっとおとなしくしておいた方が良いのではないかと。ただ内側の住居地区に対する影響まで考えるとすると、やはり将来の交通量を予測したうえでこの計算をしておいた方が良く強く思います。

【事務局 辻技術主査】

こちらの方の発生集中交通量は57.6dBとありますが、一応これは、今回事業地に住宅が建つことで1,299台交通量が増えて、その増えた部分だけだと57.6dBになるという計算になっています。ただ先ほど、鈴木先生が言われましたように、単純に家として増えただけなので、そこに業務用地が張り付いたとして、業務用地に来る交通量ですとかそういったものについては含まれていない数字でしたので、今、鈴木先生から頂きましたアドバイスを基に修正したいと思います。

【鈴木委員】

そうすると、その表のところにある「現況交通量による試算」というのはちょっと誤解を招くので修正した方が良くと思います。私からは以上です。

【山本会長】

どうもありがとうございました。他にございますでしょうか。はい、菊地先生。

【菊地委員】

砂じん、粉じんの話になりますが、大粒子をダストジャーでモニタリングすること追加していただいております。ただ、そのダストジャーという測定法は、一か月単位で結果が出てくるわけです。日常的に、その日の天気とか風とか乾燥状態によってはすごい巻き上げがあって、それこそ目が開けてられないというような状況が現れてもその結果は一か月後にならないと出てこない。で、毎日毎日その工事をしながら、その状況というのは目で見てもすぐ分かる程酷い、すごいことになる可能性があるんですが、その辺の毎日の日常的な管理というか、工事の進行コントロールはどのように考えておられますか。目で見てすぐ「あっ、こりゃ酷いな」というのは分かると思うんですね。そういう時には適宜対処するのかどうかというところです。一か月後にならないと数字が出てこないというのではちょっと困ることもあると思いますので。

【事業者（石巻市）】

私の方から答えさせていただきます。

今現在の対応状況をまずお話させていただきたいんですけども、粉じん対策というよりは、どうしても市街地部の場所を工事車両が通行するものですから、現場の方には随時散水車が待機してございます。ですから道路を少し汚した場合はすぐ掃除をすとか、風が強い際はいくらかでも散水するような、柔軟な措置というのを今後考えていきたいと考えてございます。

【菊地委員】

散水車の他に、工事自体を少しストップさせるとか、そういうふうなところまでは考えていないですか。

【参考人（事業者）】

様々な気象条件で、工事中止というのも念頭に置いておきたいと思います。

【菊地委員】

よろしく申し上げます。

【由井委員】

既に質問した動物のうちの鳥関係ですけれども、事後調査をするということで、後で審議する答申案にも「抜けているところは調査を検討すること」というふうに書いてありますので、それはよろしいと思います。ただ評価書そのものについて、ちょっと不備に思うところがあるので、本編のページ170をちょっと見てください。その下に表がございます、表5.5-14。超・希少というわけではないですが、例えば上の3種、ヨシゴイ、チュウサギ、ヒクイナですけれども、昔の資料で確認しているけど、影響は無いと。今回の調査では、出たものもあると思うんですけど、影響は無いと書いてあります。それで、本編のページ18にある、今後の、特に新蛇田南地区の開発計画は平成25年から平成32年まで、今後7年間かかるわけですね。そうしますと、特に南東部が湿地、昔の放棄田が湿地になっていますので、益々湿地化と言うか草地化と言いますか、水位が高ければ湿地になるんですけど、ヒクイナやヨシゴイが益々入ってくる状況になると思います。で、その頃は事後調査をやってですね、是非ともそれに向けての対策を立てて欲しいと思います。ただ、いずれここは復興事業における開発地域であって、しかも元は放棄水田という場所で、元々希少であったというわけではないので、ある程度開発はやむを得ないと思います。それは大前提なんですけれども、実際にその土地を埋め立て等していく場合に、希少動物等については順番に追いやるように埋め立てていくというのが書いてあって、それはよろしいんですけども、繁殖期の最中にですね、湿地にヨシ等が入ってそこにヨシゴイやヒクイナが繁殖しているところを、直、それを潰すというのは、通常の鳥類保護法にも違反するわけです。多分、そういうことは十分予期されますので、そういうふうにならないように、繁殖期に入る前の前年にそこを埋め立てておくという簡単な配慮でこれはうまくいくと思いますので、追加評価書というのがあり得るのであればそれに書いておいた方が良いでしょう。

ところで、事務局に。追加評価書というのはあるんですか。

【事務局 辻技術主査】

はい。今、出てきているのは評価書なんですけども、これに市町村ですとか、今のアセスの審査会でありますとか、そういったところからの意見を踏まえて補正した補正評価書というのが出てきて、それが最終版になります。ですので、そちらの方に由井先生から頂きましたアドバイスの方をまた書くというかたちでやりたいと思います。

【由井委員】

分かりました。それは、一年間周期の四季の調査をして夏季が抜けている、その夏季調査を織り込むことが間に合うんでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

補正評価書の方は、許認可がおりる前までにはもう出して縦覧するかたちになるんですけども、今、都市計画決定が10月25日位を予定しておりますので実質的にはそれよりも2、3週間くらい前には補正評価書の完成版がないといけないので、ギリギリきわどいところです。ただいずれにしても、事後調査というのは通年でやりますので。

【由井委員】

事後調査をやると。で、それに応じて保全対策を立て直すと書いておけば担保されるということですね。間に合わなければそのようにしてください。

【事務局 辻技術主査】

分かりました。ありがとうございます。

【山本（和）委員】

CO₂発生量の検討については、迅速に対応いただきましてありがとうございました。

それで、出た数値について良いか悪いかということの判断については当委員会の任ではないのでこれでよろしいかと思うんですが、過去に大きな建物を建てる場合にはCO₂の予想をしてきたと思うので、大体、同じ様な規模の開発はこの程度だというインパクトを例示で示すというようなことはできないかと考えたんですけども、いかがでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

事務局の方からお答えいたします。例えばビルとか大きい構造物とかだと、その一つ一つによってCO₂が出る量というのが相当異なってくると思うんですけども、今回、土地区画整理事業の中に張り付くのは基本的には、いわゆる普通の住宅です。なので、今回の主旨といたしましては、若干、商業系も入ってますけども、基本的には2,300戸の街ができるときにどれくらいのCO₂が出るのかというインパクトについては、メルクマールとまでは言わないですけども、今後、一つの参考数字としては使えるのかなと思っております。

【山本（和）委員】

用途や形の違ったものと比較することが、必ずしもこの姿を表していることにはならない。むしろしない方がいい。見解を教えていただきたいと思います。

【事業者（株）パスコ】

環境影響評価を担当しましたパスコの早坂と申します。

お答えします。今回は、今、御説明あったように、住宅地の試算ということで出したもので、おっしゃるとおり、数字があるとすると、大規模な施設等の数字というのはあるのかもしれませんが、一対一に比較できないところがあると思うので、今回は試算ということで留めたいと思っております。

【中静委員】

私が質問した移植先の環境の件について、これは定期的な刈払いが行われ、水道水で湿地も作ってあるとのことですが、管理、特に水に関してはどの程度の管理がなされているのでしょうか。

【事業者（株）パスコ】

実情を申し上げますと、不足分については水道水で補うんですけども、基本的には天水、雨水ですね、雨水を集めるような構造にしていまして、現状ではほとんど雨水で賄えているという認識を持っています。溜水なので、水質的には溜め池のようなものですので、かなり富栄養的な環境かと思っています。

【中静委員】

移植する2種類の植物にとって必要な環境が、本当に保たれている場所なのかどうかという点が気になっていて、富栄養的だということなんですけど、例えばアカバナなんかはどちらかと言えば貧栄養的なところですし、他に適地が無いということであればしょうがないと思うんですけど、十分に適した環境なのかということところがちょっと気になったところです。

【事業者（株）パスコ】

たしかに先生御指摘のとおりだと思っんですけれども，新蛇田地区の立地については放棄された水田という環境で，たまたま入ってきたものかどうかその辺はもうちょっと議論が必要かとは思いますが，現状での立地は，移植先のビオトープとそんなにかけ離れてはいないと判断いたしました。

【山本会長】

よろしいですか。それでは他に。はい，根本先生。

【根本委員】

今のビオトープの件について，気にはなっただんですけれども，移植する根拠になるのは常にレッドデータブックなんですね。例えば197ページ等の植生及び注目すべき群落というところで，なくなってしまう事業区域内にあるものとして，湿地性のもの，例えばヌマトラノオですとか，リストになかったのでよく分からないんですけれども，サワオグルマというものも書いてあります。ですから，カラフトアカバナだけを移植するというよりも，もう少しその周辺のもの，ヌマトラノオなんかは普通ではないですよ，特定のところに存在しているその環境を特徴付けているものも一緒に移植してあげれば良いんじゃないかと思っております。それで，例えば201ページのカッコ付きになっている「宮城県環境基本計画」の重点プログラムを見てみたら，環境を保全するには種だけではなくて，生える環境っていうんですか，そういうことも書いてあったと思うんです。ですから，そういう観点に立てば，貴重種のみではなくて，まとまった，少し周辺も含めて移植してあげるっていう配慮をしていただいた方が，あるいは移した方のビオトープを維持するためにも役に立つのかなと。移植の技術的なことは私もよく分かりませんが，その辺も考慮いただければと思っています。

【事業者（株）パスコ】

環境影響評価としては，1つの象徴として，希少種の保全ということに焦点が集められるので，我々もそういう対応をしているというのが現実なんですけど，先生の御指摘を踏まえましてですね，移植の際に周辺に生えているものも少し考慮しまして，移植の検討に加えるようにいたします。

【山本会長】

どうもありがとうございました。よろしいですか。

それではひととおり，先生方から御質問を頂いたのですが，さらに追加などございましたら。本日，御欠席の先生からの御意見，追加などはありましたか。

【事務局 辻技術主査】

本日御欠席の先生方から追加の意見というのは，特に頂いておりません。

【山本会長】

はい。と言うことですので，それでは，この件に関しましては，ここで質疑を終了したいと思います。参考人の皆様，どうもありがとうございました。

《参考人退室》

【山本会長】

それでは続きまして，特定評価書に関する答申案の審議に移らせていただきます。この件につきましては，これまで委員の先生方からの御意見・御質問などを取りまとめ，

事務局で答申の素案を用意しておりますので、これにつきまして御説明願います。

特定評価書に対する技術審査会答申(案)の形成について

事務局説明 (辻技術主査) (略)

質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、先生方から御意見を頂ければと思います。今出された文言で、根本先生の御発言に係るところは追加が必要だろうということが1つありましたが、これも含めましていかがでしょうか。

【由井委員】

最後のページの全般的事項の下の、破線より下には、補正評価書に反映するとかさせないとか書いてあるんですけども、全般的事項の(1)については、補正評価書の中で対応しなさいという意味ですか。答申案を出した場合に。

【事務局 辻技術主査】

そうですね。答申案を踏まえて、事後調査をしろと言っているところは、事後調査をするというふうに補正評価書に書くと。そういう意味でございます。

【由井委員】

保全対策も、できる範囲で、分かる範囲で補正評価書に書くということですね。そのことを言っているんですね。知事意見を出してそれっきりではなくて、補正評価書に書けるものは書きなさいと。

【事務局 辻技術主査】

はい。そういうことになります。

【鈴木委員】

私、先ほど騒音に関して申し上げましたけれども、この答申案、非常にきれいに、きれいというか適切に書かれていて、住環境というところがしっかり書かれているので、十分な表現になっていると思います。

【山本会長】

ほかには。ちょっと私、専門外なので、引っかかっていたのですが、西城先生の地盤沈下の状況はどうだったかということについてですね。一応、現況は分かっているわけですね。ただこれが、工事をすることによって、どういう意味合いをもってくるのかということがちょっと分かりませんので、これについて何か、先生方、あるいは事務局の方から御意見を頂けるとありがたいのですが。

【事務局 辻技術主査】

はい。事務局の方からお答えいたします。先ほどの説明では、今日、西城先生がいらっしゃらないということもあって飛ばしてしまったんですが、資料1-2の別添の方ですね、4ページを御覧いただきたいと思います。地盤に関連して、西城先生から御質問を2つ頂いておりまして、1つめが、地盤沈下がどうだったかということになります。こちらの方は、周りがだいたい50センチとか60センチとか沈んでいるというのは分かるんですが、間にある事業地については、正確に何センチ沈んでいるかは分かっていない。

ただ、周りと同じように地盤が引っ張られているので、同じように沈んでいるだろうというのが、答えになります。

今、会長から御質問を受けましたのが後段になります。ボーリング調査の結果を次のページから添付しているんですけども、こちらのN値というのが地盤の固さを表すんですけど、だいたい30以上あると基礎地盤として通用すると言われていたんですが、今回は、10とか5とか相当柔らかい地盤になっております。ただ、環境アセスメントで想定する予測評価というのは、ここに住宅地ができたことにより、その周りに対してどういう影響が及ぶか、ということになります。今回は、事業で水を吸い上げるわけでもございませんし、深く掘削するわけでもありませんので、もしかしたらここにできあがる住宅団地が浮いたり沈んだりすることがあったとしても、もちろん実際はそういうことがないように設計しているんですけども、仮にそういうことがあったとしても、少なくとも既存の周りの住宅地が浮き上がったたり沈んだりするということはほぼ想定されませんし、特定環境影響評価の手引きの中でも地盤については評価の対象外となっていましたので、今回については、こういう状況でした、こういう状況に基づいて安定計算等を行って、プレロードという工法を採用し、ここに団地を作ることにしてますという事実の掲載に留めているというのが正直なところでございます。

【山本会長】

心配しましたのは、軟弱地盤だったりしますと、後になって流動化が起きたりすることです。そういうことが起こらないように対応していただければと思うんですけども、必ずしもそういうことだけではなくて、不適切な地域になっていたりしますと、評価の対象外ではあったとしてもちょっと心配だということがございます。ただこれが、答申の中にどう反映できるのかということも、ちょっと難しいところです。専門外ではありましたが、ちょっと差し控えていたんですが、これに関して、もし先生方、ご存じでしたらば。一応、今の御説明では、特に心配なくやっても良いだろうと、ただ、住宅地そのものの地盤が少し動くかもしれないみたいなことを仰ったのでちょっと心配な感じではあります。周囲には影響を与えないから良いというような発言だったんですが、これはどう受け取ったら良いんでしょう。

【事務局 辻技術主査】

すいません、誤解を招く表現でした。新たに作ったところが動いたり沈んだりするかどうかということについては、狭義では、環境影響評価の対象にはならないという意味で申し上げました。ここが沈むかもしれないという意味ではなく、例として言ったんですけども、事業を実施したことで、今ある周りの住宅地などがどういう影響を受けるのか予測評価するというのが、いわゆる環境アセスメントということになりますので、新たに作る住宅地が浮くかも、沈むかもというのは、それは土木の事業者としての責任において適切にやっていただくことになります。それについては、許認可する側の県においても、設計基準などに基づいて審査いたしますが、それは環境部局ではなく土木部局の方になります。ですので、環境部局として、ちゃんと安定計算して、設計施工やってくださいということを言うのは、精神・気持ちとしては非常によく分かるんですけども、行政的には範疇外になってしまうのかなというのが、事務局というか、私の感覚的なところです。

【山本会長】

はい、それはおっしゃるとおり、部局的なことから言いますと、それは違うというのは重々分かっておりますが、環境アセスをしていきますと、どうしてもそういう部局を越えたようなところでも、やはり心配しなくてはいけないような事態も出てくるかなと、そういうことをございました。

ほかには、先生方から御意見は。

先ほどの、根本先生からの御発言に従って、事務局の方で、若干文言を追加するなり、修正するなりということがありましたが、これに関しては、私と根本副会長の方で文言の訂正をしまして、後から御報告し、了承いただくという手続を踏ませていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

< お任せします、との声 >

それでは、根本先生と事務局とで相談をして、対応させていただきます。

答申案に関しまして、御欠席の先生方から、何か御意見ございましたでしょうか。

【事務局（辻技術主査）】

答申案につきましても、特に御意見は頂いておりません。

【山本会長】

分かりました。それでは、この件に関しましては、質疑を終了したいと思います。答申案の細部につきましては、先ほど申し上げましたが、私と事務局、それから根本副会長も含めて調整した上で、先生方に更に御報告したいと思います。知事意見の提出期限は、9月13日の金曜日と大変間近に迫っておりますが、どうぞ御協力お願いいたします。

それではこれで、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業特定環境影響評価書の審議を終了いたします。

それでは、「その他」につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

(4) その他

連絡事項

【事務局（藤原班長）】

事務局から連絡がございます。

環境対策課環境影響評価班の藤原と申します。本日御審議いただきました石巻市新蛇田の土地地区画整理事業をもちまして、当課で現在把握しております当面の環境アセスメント案件は、いったん終了となります。

事業者の方からは、気仙沼風力に係る準備書を年明け頃をメドに提出したいという話を伺っておりますので、次回開催は、恐らくですが、年明けの1月から2月頃になるかと思っております。ただ、飛び込みで、気仙沼風力以外の案件が入る可能性もございますので、その点につきましては御留意願いたいと思います。

いずれにいたしましても、事前に先生方の御都合を調整しながら日程を決めて参りたいと思いますので、その際には、どうぞよろしく願いいたします。

なお、風力発電に係るマニュアル検討部会につきましては、第1回の会議を10月9日水曜日の10時からと予定しております。ここ、同じ第二会議室で開催する予定となっておりますので、検討部会の委員に選出されている委員の先生方につきましては、御出席

のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局からの連絡事項については以上です。

【山本会長】

ありがとうございました。ただいまの連絡について、何か御質問ございますでしょうか。ないようですので、それでは、これで、本日の議事の一切を終了させていただきます。以上をもって、議長としての役目を終わらせていただきます。

【司会（千葉副参事兼課長補佐(総括担当)）】

山本会長、大変ありがとうございました。委員の皆様方には、お忙しいところ御審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上で本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

< 閉 会 >